西区役所マイナンバーカード交付関連事務会計年度任用職員募集要項

１　募集人数

　１名

２　業務内容

大阪市西区役所に勤務し、マイナンバーカード交付関連事務に関して、主として次の業務に従事する。

（１）マイナンバーカードに関するシステム操作及び窓口や電話での市民説明業務

（２）居宅、入所施設等へ出張し申請者に対する本人確認業務

（３）電子証明書の更新業務

（４）住民票等の住民情報に関する業務

（５）その他上記以外で状況に応じて必要と認められる業務

３　応募資格

（１）一般的な事務作業（ワード、エクセルなどのパソコン操作、電話対応など）のできる者

（２）地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

１.禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２.当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

３.人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

４.日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で　破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（１）、（２）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

・年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

 　 (注) 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

４　任用期間

令和７年７月１日（火曜日）から令和８年３月31日（火曜日）まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（２回まで　最長で令和10年３月31日まで）

５　勤務条件等

（１）勤務時間・日数

１日7時間30分、週4日勤務

1. 午前9時00分から午後５時15分（休憩45分）
2. 午前9時15分から午後5時30分（休憩45分）

③ 午前10時45分から午後7時00分（休憩45分）

※①②の勤務を基本としますが、区役所延長窓口（金曜日午前10時45分～午後７時勤務）に従事する場合は③の勤務となることがあります。

（２）休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

月曜日から金曜日のうち本市の指定する１日

※ただし、毎月第４日曜日は開庁日であり、必要に応じて勤務の場合あり。従事した場合は、休日を振り替えます。

（３）勤務場所

大阪市西区役所窓口サービス課（住民情報）

（大阪市西区新町４丁目５番14号）

（４）報酬等

|  |  |
| --- | --- |
| 報酬（月額） | 165,300円～185,832円 |
| 期末・勤勉手当（6,12月に支給） | 354,155円～398,145円（初年度は12月のみ） |
| 年収見込 | 1,841,855円～2,070,633円 |

採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

年収見込は、令和７年７月１日から９か月任用された際の年収見込を参考に記載しています。

期末手当及び勤勉手当は、１年目は2.3月分ですが、７月採用のため実務勤務日数及び欠勤等日数に応じた支給割合になります。再度の任用がされた場合、２年目以降は4.6月分となります。

上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

上記報酬等は、募集時点のものですが、今後、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

（５）休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

ア　年次休暇

付与日数：12日

付与期間：令和７年７月１日（任用日）から令和８年３月31日（任期満了日）まで

イ　特別休暇

【有給】

・夏季休暇　・忌引休暇　・結婚休暇　・産前産後休暇　・配偶者分べん休暇

・育児参加休暇　・病気休暇　・災害等による通勤時の出勤困難な場合　等

【無給】

・生理休暇　・妊娠障害休暇　・子の看護休暇（注）　・短期介護休暇（注）

・ドナー休暇

(注) 別途取得要件あり

ウ　その他

・育児休業等制度（注）　・介護休暇等制度（注）

(注) 別途取得要件あり

（６）社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

（７）服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

６　申込方法

次の書類を持参または郵便等で送付してください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

※下記（１）（２）の書類は本市所定の様式に限ります。西区役所窓口サービス課（住民情報）１階３番窓口で受領するか、西区役所ホームページからダウンロードしてください。

（１）西区役所マイナンバーカード交付関連事務会計年度任用職員採用申込書　１通

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

（２）申し立て書　１通

（３）「受験案内・受験票」送付用の定形封筒（長形３号）　１通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。切手が貼付されていない場合は、送付しません。

〇採用申込書の受付期間等

（１）持参する場合

ア　申込み期間

　　　　令和７年５月13日（火曜日）から令和７年６月３日（火曜日）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く午前９時から午後５時30分まで）

イ　申込書受付場所

　　　〒550－8501　大阪市西区新町４－５－14

大阪市西区役所１階　窓口サービス課（住民情報）３番窓口

（２）郵便等で送付する場合

ア　申込み期限

 　　　 令和７年６月３日（火曜日）まで（当日必着）

 　 　　※「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れ、簡易書留や特定記録等の配達の確認が可能な方法により送付してください。

　　　　※簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。

　　　　※送料不足の場合は受け付けません。

イ　申込書送付先

上記（1）イと同じ

７　選考方法

面接選考

主として人物について面接選考を行います。

８　選考日及び選考会場

日時：令和７年６月11日（水曜日）

場所：大阪市西区役所 ５階 501会議室

（注）詳細な時間、場所については、受験案内・受験票により通知します。なお、変更には応じられません。

９　受験案内・受験票の送付

　　面接試験の集合時間等の詳細については、送付する受験票により、受験者本人あてに通知します。

なお、令和７年６月９日（月曜日）までに受験票が届かない場合は、令和７年６月10日（火曜日）正午までに、大阪市西区役所窓口サービス課（住民情報）へ連絡してください。

10　結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。

11　その他

（１）この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

（２）受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

（３）受験者の成績が一定基準に達しない場合は、採用人数が募集人数を下回ることがあります。

　（４）試験当日、特別な事情もなく開始時刻に遅刻した場合は、受験できません。

　（５）合格後、受験資格がないこと又は申込み内容に虚偽が認められた場合は、合格を取り消すことがあります。

12　応募にあたって

　　大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

　　次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第４条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則)

第８条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

２　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること

・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと

・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと

・入れ墨の施術を受けないこと

13　問合せ先

大阪市西区役所　１階　窓口サービス課（住民情報）３番窓口　田浦　白石

住所：〒550-8501　大阪市西区新町４丁目５番14号

電話：06-6532-9963